

福井県報

第 2522 号
平成 26 年
4月 22日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

告示

- 福井県議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例第
五条の二第二項および第五条の三第
二項の規定に基づく補償基礎額の最
低限度額および最高限度額 (三三〇
・人事企画課) ……………一
- 道路の区域の変更 (三三二・三三三
・道路保全課) ……………二

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受け
る調達契約に係る一般競争入札の実
施 (危機対策・防災課) ……………二
- 政府調達に関する協定の適用を受け
る調達契約に係る一般競争入札の落
札者の決定 (公営企業経営課) ……………四
- 政府調達に関する協定の適用を受け
る調達契約に係る随意契約の相手方
の決定 (審査指導課) ……………四

告示

福井県告示第 230号

福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和 42 年福井県条例第 33 号) 第 5 条の 2 第 2 項および第 5 条の 3 第 2 項の規定に基づき、補償基礎額の最低限度額および最高限度額を次のように定め、平成 26 年 4 月 1 日 (以下「適用日」という。) 以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額および適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日以前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額および適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成 26 年 4 月 22 日

福井県知事 西川 一誠

| 年 齢 階 層 | 最低限度額 | 最高限度額 |
|---------------|----------|-----------|
| 20 歳未満 | 4, 308 円 | 13, 040 円 |
| 20 歳以上 25 歳未満 | 5, 024 円 | 13, 040 円 |
| 25 歳以上 30 歳未満 | 5, 611 円 | 13, 447 円 |
| 30 歳以上 35 歳未満 | 6, 104 円 | 16, 281 円 |
| 35 歳以上 40 歳未満 | 6, 524 円 | 18, 834 円 |
| 40 歳以上 45 歳未満 | 6, 601 円 | 21, 784 円 |
| 45 歳以上 50 歳未満 | 6, 708 円 | 24, 532 円 |
| 50 歳以上 55 歳未満 | 6, 375 円 | 25, 376 円 |
| 55 歳以上 60 歳未満 | 5, 922 円 | 24, 114 円 |

| | | | |
|-------|-------|--------|---------|
| 60歳以上 | 65歳未満 | 4,723円 | 19,167円 |
| 65歳以上 | 70歳未満 | 3,930円 | 15,001円 |
| 70歳以上 | | 3,930円 | 13,040円 |

福井県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を決定したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成26年4月22日から20日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

福井県知事 西川 一誠

| 道路種類 | 路線名 | 新旧別 | 区間 | 幅員 (単位: メートル) | 延長 (単位: メートル) |
|------|------|-----|-----------------------------------|---------------------|---------------------|
| 一般国道 | 476号 | 新 | 大野市菅蒲池10字寺屋敷24-2から大野市新明町121-1地先まで | 9.1 ～ 16.0 | 1,219.5 |

福井県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成26年4月22日から20日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

福井県知事 西川 一誠

| 道路種類 | 路線名 | 新旧別 | 区間 | 幅員 (単位: メートル) | 延長 (単位: メートル) |
|------|-----|-----|----|---------------------|---------------------|
| | | | | | |

| 一般国道 | 血谷大野線 | | 10.8 ～ 24.2 | 2,542.0 |
|------|---------------------------------|------------------------------------|-------------------|---------|
| | 新 | 旧 | | |
| | 大野市230字亀山三75-3から大野市中保9字定成12-3まで | 大野市230字亀山三75-11から大野市227字知真多六82地先まで | 9.2 ～ 10.4 | 637.0 |

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月22日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称

福井県災害情報インターネットシステム再整備および運用保守業務委託

(2) 調達役務の内容

入札説明書、別冊「福井県災害情報インターネットシステム再整備および運用保守業務委託調達仕様書」（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成32年3月31

日（火）まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することのできる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適

- 用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告から開札までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
 - (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納のない者であること。
 - (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 過去10年間に防災関連情報システム(災害情報のメール配信、被害情報の取りまとめ等)またはこれと類似の機能を有するシステムの開発・稼働の実績を1件以上有する者であること。
- (7) ISO9001(品質マネジメントシステム)およびISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証取得を有する者であること。
- (8) 調達役務を実施する技術的能力および体制を有し、また長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると思われる者であること。

3 電子入札の実施

入札にかかる入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙

- による入札書の提出を行うことができる。
- 4 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先
 - (1) 入札説明書等の交付場所および問い合わせ先
 - 〒910-8580
 - 福井県福井市大手3丁目17番1号
 - 福井県安全環境部危機対策・防災課
 - 電話 0776-20-0308
 - (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。
 - 5 資格の確認に関する事項
 - この入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。))にあつては、別紙様式1)に必要な書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならぬ。
 - (1) 申請書等の提出期間
 - 平成26年4月22日(火) 8時30分から平成26年5月2日(金) 16時まで
 - (2) 申請書等の提出方法
 - 電子入札システムを使用して送信する。
 - なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。申請書の提出に使用するICカードは、電子署名および認証業

- 務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。
- (3) 紙入札者に係る申請書等の提出先
 - 〒910-8580
 - 福井県福井市大手3丁目17番1号
 - 福井県安全環境部危機対策・防災課
 - 電話 0776-20-0308
 - イ 提出方法
 - 持参または郵送すること(郵送の場合は簡易書留郵便によること)。
 - (4) 審査結果通知
 - 入札参加資格確認結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、書面により通知する。
 - (5) 入札参加資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明
 - ア 資格の認定を受けられなかった者に対する理由について説明を求めることができる。この場合においては、平成26年5月21日(水) 16時までに説明を求め旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所に提出しなければならぬ。
 - イ 県は、説明を求めらる者に対して、平成26年5月28日(水) 16時までに書面により回答するものとする。
- 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時
- (1) 入札書の提出方法

- 5(2)と同様とする。
- (2) 入札書の提出期間
平成26年6月2日(月) 8時30分
から平成26年6月3日(火) 16時ま
で
- (3) 開札日時
平成26年6月4日(水) 10時
- (4) 紙入札者に係る入札書の提出先および
提出方法
5(3)と同様とする。
- 7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記
載された金額に、当該金額の100分の8
に相当する額を加算した金額(加算後の金
額に1円未満の端数金額があるときは、そ
の端数金額を切り捨てた金額)をもって落
札金額とするので、入札参加者は、消費税
および地方消費税に係る課税事業者である
か免税事業者であるかを問わず、見積もつ
た契約希望金額の108分の100に相当
する金額を入札書に記載すること。
- 8 落札者の決定に関する事項
入札書に記載された価格が、この入札に
係る調達業務の予定価格の制限の範囲内で
最低の価格をもって有効な入札を行った者
を落札者とする。
- 9 その他
- (1) この入札に関する一連の手続および契
約に関する手続きにおいて使用する言語
および通貨
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則(昭和39年福井県規
則第11号)の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定によ
る。

- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場
合の措置
① 受注者は、福井県暴力団排除条例(平
成22年福井県条例第31号。以下
「条例」という。)第5条第2項の規
定の趣旨にのっとり、暴力団員または
暴力団もしくは暴力団員と密接な関係
を有する者による不当介入を受けたと
きは、速やかに所轄の警察署に届出を
行うとともに、捜査上必要な協力を行
うこと。
- ② ①により、警察署に届け出たときは
、その旨を速やかに発注者に報告する
こと。なお、上記①の届出を怠ったと
きは、物品購入等の契約に係る指名停
止措置要領の規定に基づき、指名停止
等の措置を講じることがあるため注意
すること。
- (6) この公告に掲げるもののほか、この入
札に関し必要な事項は、入札説明書等に
よる。
- (7) 入札参加資格審査を申請する時期と場
所
① 申請者の受付時期
平成26年4月1日から福井県の休
日を定める条例(平成元年福井県条例
第2号)第1条第1項各号に掲げる日
を除き、随時申請を受け付ける。
② 申請書の交付場所および提出場所な
らびに申請に関する問い合わせ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課
決算・物品グループ
電話 0776-20-0253

- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service
to be required
Consignment of reconstruction related
to the Fukui Prefecture Disaster
Information Internet System
- (2) Date, time of Bidding
10:00 A.M.4 June 2014
- (3) Period of Contract
Day of a contract to 31st of March
2020
- (4) A name of a bureau in charge of
office work about a contract and the
location
Crisis Management and Disaster
Prevention Division, Department of
Public Safety and Environment,
Fukui Prefectural Government,
3-17-1, Ohte, Fukui city,
Fukui 910-8580 Japan
TEL 0776-20-0308

- 福井県福井市大手3丁目17番1号
 - 3 落札者を決定した日
平成26年3月27日
 - 4 落札者の氏名および住所
三谷商事(株)
福井市豊島1-3-1
 - 5 落札金額(税抜)
1ロット当たり82,4円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年2月12日
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達
契約に係る随意契約の相手方を決定した日
- 1 随意契約に係る特定業務の名称および数
量
福井県財務会計オンラインシステム運用
業務委託
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称
および所在地
福井県会計局審査指導課
福井県福井市大手3丁目17番1号
 - 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年4月1日
 - 4 随意契約の相手方の名称および住所
富士通株式会社福井支店
福井県福井市毛矢1丁目10番1号
 - 5 随意契約に係る契約金額
45,878,400円
 - 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約にすることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当するため

平成二十六年四月二十二日印
平成二十六年四月二十二日發
行刷

發行
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市手寄二丁目十五―二十七

福井県
榑竹下印刷所

☎三三三二番